

令和5年第15回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和5年12月22日(金) 14時10分～14時18分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

委員 上田敬子(議長)、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(桑原昭佳)、
学校教育課長補佐(平田隆輔、有吉ひろみ)、学校給食課長(宮本敏行)、
生涯学習課長(中村達也)、生涯学習課長補佐(石川律子)、文化課長(坂口信治)、
文化課文化財保護推進室長(渡邊淳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第39号 飯塚市学校運営協議会委員の任命

(2) 報告事項

報告第39号 令和5年第6回飯塚市議会定例会の結果について

報告第40号 学校給食費滞納に対する法的措置の専決処分について

(3) 協議事項

◆令和5年第15回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和5年12月22日(金) 14時10分～14時18分)

○上田委員

ただいまより令和5年第15回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第39号 飯塚市学校運営協議会委員の任命

《説明：学校教育課長(桑原昭佳)》

議案第39号「飯塚市学校運営協議会委員の任命」についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校としまして「飯塚市立小中一貫校幸袋校」及び「飯塚市立鯉田小学校」が新規指定を受けたことに伴い、同規則第6条の規定に基づき、学校運営協議会委員を新たに任命するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書2ページには、今回任命する小中一貫校幸袋校の委員12名の名簿を掲載しております。委員の任期は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までとなっております。

議案書3ページには、今回任命する鯉田小学校の委員14名の名簿を掲載しております。委員の任期は、令和6年2月1日から令和7年3月31日までとなっております。

以上、簡単ではございますが、議案第39号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■報告第39号 令和5年第6回飯塚市議会定例会の結果について

《説明：教育部長(山田哲史)》

報告第39号「令和5年第6回飯塚市議会定例会の結果」につきましてご報告させていただきます。

議案書の4ページをお願いします。令和5年第6回飯塚市議会定例会が、令和5年11月30日から令和5年12月15日までの16日間開催されました。そのうちの教育委員会関係の議案を次のページに掲載しております。

5ページをお願いいたします。1の議案につきまして、議案第59号「令和5年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)」、そして議案第89号「飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について提案し、いずれも原案どおり可決されております。

また、報告第31号「専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」、そして報告第32号「専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」について、いずれも承認されております。

次に、5ページから6ページにかけて、2の一般質問事項につきましては、記載の通り、4名の議員からそれぞれご質問がございました。

これらにつきましては、市議会会議録を後日配布させていただきますので、詳細につきましてはその折にご確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第40号 学校給食費滞納に対する法的措置の専決処分について

《説明：学校給食課長(宮本敏行)》

報告第40号「学校給食費滞納に対する法的措置の専決処分について」ご報告いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。学校給食費の再三の納入指導・催告にも応じない滞納者に対し、飯塚簡易裁判所へ支払督促の申立てを行いました。それに対し、相手方が督促異議の申立てを行いましたので、民事訴訟法第395条の規定によりまして、訴訟手続きに移行いたしました。

よって、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、飯塚市長において専決処分を行ったものでございます。2件ございまして、専決日は、令和5年10月16日でございます。

次に議案書8ページの資料上段の「学校給食費支払督促申立後の状況」をご覧ください。今回、令和5年9月27日付けで3件、41万6,693円に対しまして、支払督促申立てを行っております。支払督促申立後の対応の内訳でございますが、訴訟手続きへ移行し、専決処分を行ったものが2件。それから一括納入又は分割納入に応じたため、申立ての取下げを行ったものが1件でございます。

次に、下段の「訴訟手続移行対象世帯一覧」をご覧ください。今回の対象者の滞納金額は、1件が総額188,518円、滞納月数合計は45月。もう1件が総額131,173円、滞納月数合計は28月でございます。

今後も、学校給食費滞納の減少及び費用負担の公平性を確保するため、必要に応じて、法的措置を行ってまいります。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第15回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和6年1月17日(水)15:00からです。